イ　工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間は、専任を義務付けない。

②　配置予定技術者の配置　配置予定技術者は、下請合計金額が50百万円以上の場合は監理技術者、50百万円未満の場合は主任技術者を配置すること。

③　配置予定技術者の資格　１級土木施工管理技士若しくはこれと同等以上の資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として当該工事に配置できること。ここで同等以上の資格を有する者とは、建設業法第15条第２号で定める者のうち、１級土木施工管理技士以外の者とする。

④　配置予定技術者の施工経験　上記２⑹に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。

共同企業体にあっては、構成員のすべての社の各々１人の監理技術者又は主任技術者が同種工事の施工経験を有すること。また、共同企業体としての施工経験は、出資比率が20％以上のものについて認める。

施工経験とは、契約工期の全期間に従事していることを原則とする。ただし、当該工事の契約工期と従事期間が異なる場合は、現場施工期間の３分の２以上又は１年以上の期間に従事したことが確認できること。

現場施工期間とは、契約工期のうち準備工期間及び工事完成検査後の後片付け等のみが残っている期間を除いた期間をいう。

⑤　監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑥　入札参加を希望する建設業者と配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）にあること。

⑻　技術提案に係わる技術的所見が適正であること。

⑼　申請書の提出期限の日から開札時までの期間に、東海農政局長から「東海農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（平成15年９月１日付け15海総第456号（理））に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下この項において同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　同一入札に参加しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないこと。

⑿　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀　次に定める届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

３　総合評価に関する事項

⑴　評価項目

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　企業評価

③　技術提案

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点（入札説明書に示された内容を満たしている場合に付与する点数をいう。）とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を50点とする。

②　「施工体制評価点」の算出方法は、ヒアリング等により、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、「施工体制評価点」として与える。

③　「加算点」の算出方法は、上記⑴評価項目②及び③について評価した結果から得られた評価点の合計値に、加算点の最高点50点を評価点の合計の最高点54点で除した値を乗じて求められる点数を「加算点」として与える。

加算点＝評価点の合計値×（加算点の最高点50点／評価点の合計の最高点54点）

④　価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式（標準Ａ型のうち施工体制確認型の試行）は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（｛標準点＋施工体制評価点＋加算点｝／入札価格。以下「評価値」という。）により行う。

⑤　「技術提案」については、提出のあった各々の提案内容を比較する評価を行うものとする。

⑥　「施工体制評価点」の評価結果が最高点でない者に対しては、「加算点」についても減じる措置（計算式：開札後の加算点＝｛審査の結果から得られた施工体制評価点／30点｝×審査の結果から得られた加算点）を行う。

⑶　落札者の決定方法

①　入札参加者の「評価値」が最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、次のア及びイを満たし、かつ適切な入札価格と考えられる入札をした者のうちから、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ　技術提案が発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。また、「評価値」が標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」という。）を下回らないこと。

②　上記３⑶の①において、評価値の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

③　落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うものとする。

⑷　評価内容の担保　実際の施工に関しては、技術提案に記載された内容により施工し、工事完成後に履行状況について検査を行う。受注者の責により記載内容が満足できない場合は、工事成績評定の減点、違約金の徴収の措置を講ずる。

４　入札手続等

⑴　入札契約担当部局　〒460―8516 愛知県名古屋市中区三の丸１－２－２　東海農政局会計課事業経理調整係　電話052―223―4617

庁舎移転のため、下記住所に変更予定である。

【移転予定日】令和８年５月７日

【移転先】〒460―8516 愛知県名古屋市中区三の丸２－６－２

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書は、電子入札システムにより次の期間交付する。

ただし、電子入札システムによる入手が困難であり、電子媒体による交付を希望する場合は、あらかじめその旨を以下の場所へ申込みを行った上で、次の期間、場所にて交付する。

①　交付期間　令和８年１月27日から令和８年３月26日（行政機関の休日を除く。）までの午前９時から午後５時まで

②　交付場所　〒460―8516 愛知県名古屋市中区三の丸１－２－２　東海農政局農村振興部設計課調整係　電話052―223―4633

庁舎移転のため、下記住所に変更予定である。

【移転予定日】令和８年５月７日

【移転先】〒460―8516 愛知県名古屋市中区三の丸２－６－２

③　その他　配付資料は無料である。